

国の行政組織等の減量・効率化の推進について

平成14年12月22日

国の行政組織等の減量・効率化については、「行政改革大綱」（平成12年12月1日閣議決定）に基づき推進してきたところであるが、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（平成14年6月25日閣議決定）、「平成15年度予算編成の基本方針」（平成14年11月29日閣議決定）等においても、更に計画的・積極的な推進が求められたところである。このため、行政改革大綱の実施状況に関するフォローアップの一環として、平成15年度予算編成過程において具体化を図った減量・効率化に関する取組について、整理してとりまとめたところである。

I 事務・事業及び組織の合理化等

以下の方針により、それぞれ事務・事業及び組織の合理化等を推進する。なお、その他の事務・事業及び組織についても、行政改革大綱に沿って合理化等を推進する。

〔内閣府〕

共通役務業務の民間委託の推進により、平成15年度から20年度までの間、当該業務の定員を5人以上削減する。

〔宮内庁〕

御料牧場における牧場生産品の輸送業務及び電気水道保守業務を民間委託することにより、平成15年度に定員2人を削減する。16年度以降も引き続き民間委託等による合理化を推進する。

〔警察庁〕

- ① インターネット侵入検知装置等の資機材の充実・活用により、情報通信部門におけるネットワークセキュリティ業務を一層高度化し、効率化を図る。
- ② 警察庁の地方機関の通信業務について、民間委託を推進し、平成13年度以降5年間で当該業務に携わる職員を100人程度縮減する。このほか、情報通信技術の高度化等を踏まえ、情報通信部門の業務の特殊性に留意しつつ、業務の効率化に努める。

〔防衛庁〕

- ① 防衛施設事務所・出張所については、平成16年度末までに3箇所を整理統合す

る。

- ② 技能・労務職員については、業務の機械化、効率化及び民間委託等により平成15年度に93人を削減する。平成16年度以降においても引き続き秘密保全上必要な場合等を除き、採用抑制、民間委託等の合理化を推進し、削減を図る。
- ③ 営繕業務（防衛施設）については、秘密保全上職員が行う必要がある場合、民間委託の実益が少ないもの等を除き、包括的民間委託を含めて民間委託を推進することにより業務の合理化を図る。

〔金融庁〕

- ① 金融検査について、検査マニュアルの作成・公表、民間出身専門家の登用や研修の充実、証券取引等監視委員会との連携等により、事務の効率化を図る。
- ② 証券取引監視について、自主規制機関や金融検査との連携、民間出身専門家の登用や研修の充実、証券総合システムの活用等により、事務の効率化を図る。

〔総務省〕

総合通信局出張所（13出張所）については、平成15年度に2箇所を廃止するとともに配置定員5人を削減する。また、他の出張所については、本局への集約に伴う支障等の対策を講じた上で、平成16年度以降順次廃止するとともに配置定員の合理化を検討する。

〔公正取引委員会〕

- ① 独占禁止法及び下請法に関する相談等の一定の事務については、都道府県の商工部が日常の業務遂行の過程で把握した不公正な取引方法の端緒情報等を有効に活用する観点から、都道府県へ委託することにより合理化を図ることを検討し、平成15年度中を目途に結論を得る。
- ② 景品表示法に関する事務については、都道府県の管轄区域におさまる事案については、知事が既往の違反行為についても指示を行うこととする等、都道府県による事務処理の範囲を拡大することにより合理化を図ることを検討し、平成15年度中を目途に結論を得る。

〔法務省〕

- ① 法務局・地方法務局の支局・出張所については、平成15年度以降においても引き続き統廃合を推進する。また、業務の見直しにより、平成15年度に登記事務に係る定員を16人削減する。
- ② 刑務所等の業務については、平成15年度に新たに庶務業務の一部を外部委託することにより、業務の効率化を図るとともに、同時に既定経費の見直しを行いつつ、今後とも更なる民間委託の拡大を図る。

また、今後、収容増に伴う刑務所の新設については、厳しい財政事情、定員事情を踏まえ、P F I 方式による施設建設及び運営形態についての検討を進める。P F I 方式による刑務所の新設に際しては、被収容者の権利・自由の制限に直接かかわらない周辺的な業務については、抜本的に民間委託を進めるものとする。

- ③ 入国管理業務については、平成15年度に東京入国管理局の収容場拡充に伴い管理業務を民間委託することにより業務の効率化を図るとともに要員配置を合理化することとし、同時に既定経費の見直しを行いつつ、今後も同様の措置による業務の効率化及び定員の合理化を図る。このほか、合同摘発を積極的に推進するなど警察との連携を一層強化することにより、摘発業務の効率化を図る。また、関係機関とのオンラインによる情報交換や法改正による退去強制手続の簡素化についても検討する。

空港等における入国審査は、時間帯により業務の繁閑が明瞭であり、短時間任用職員の活用により、要員配置の合理化を図る。

地方入国管理局出張所については、引き続き平成15年度及び16年度においても縮減を図り、17年度以降においても、業務量、周辺に在留する外国人の数、出張所を統廃合した場合の関係者への影響等を総合的に勘案しつつ、海型から内陸型への再編を進める。

- ④ 公安調査事務所については、平成15年度に16箇所を整理する。また、公安調査庁の定員について、平成15年度に25人を内閣官房及び外務省に振替えるとともに、業務の見直しにより7人を削減する。

これまでの業務の在り方を抜本的に見直し、その結果に基づいて、平成15年中のできる限り早期に、組織(地方支分部局を含む)及び定員の中期的な減量・効率化のための計画を策定する。

〔外務省〕

在外公館(実館)については、平成15年度から17年度の3箇年で7公館を目途に廃止する。また、引き続き、在外公館の設置状況等を見直し統廃合等を推進する。

全在外公館定員の約1割(300ポスト)の定員について、平成15年度から19年度の5箇年で見直しを行い、必要性の低減したものは、再配置又は合理化する。

〔財務省〕

- ① 国有財産管理事務については、国有財産の売却を一層促進するためにも、包括的民間委託の徹底等による業務の合理化・効率化を図る。これに伴い、管財部門の体制の見直しを検討する。

- ② 公務員宿舎事務については、P F I 方式により整備の一層の効率化を図るとともに、建築・改修工事の予定価格に係る単価修正のシステム化に伴う事務合理化により、平成15年度に定員2人を削減する。

〔文部科学省〕

- ① 平成14年10月に実施された図書館情報大学の筑波大学への統合に伴う事務組織の見直し及び15年度に実施される20大学の10大学への統合に伴う事務組織の見直しにより、15年度に定員を20人削減する。
- ② 国立大学附属病院について、平成15年度に9大学の医学部附属病院と歯学部附属病院等とを統合し、定員を9人削減する。
- ③ 農場事務部について、平成15年度に東北大学大学院農学研究科附属農場事務部と農学部・農学研究科事務部とを統合し、事務の一元化を行うことにより、定員を1人削減する。
- ④ 各国立大学に共通的な事務については、引き続き人事事務、給与事務、文書管理など効率化に資する標準かつ共通利用の汎用システムを導入するとともに、新システムへの更新を順次行い、事務処理の効率化を図る。
- ⑤ 国立学校施設に係る営繕については、引き続きP F I の導入や包括的民間委託を含めた民間委託を推進し、業務の効率化を図る。

〔厚生労働省〕

- ① 産業構造や雇用形態の変化、高齢化や年金受給者の増加等に伴い、社会保険の的確な業務運営が求められていることを踏まえ、平成15年度から概ね5年間で、情報処理技術の活用や外部委託の推進等により、以下のとおり社会保険庁の事務の効率化・合理化を計画的に実施し、職員が対人サービス等の新たな業務に機動的に対応できる体制を整備する。事務の効率化・合理化により、平成15年度において厚生労働省の定員を80人削減する。

ア 電子化の推進

- ・ Ⅲ－3－〔厚生労働省〕①に従い、社会保険庁の業務の電子化を推進し、事務の効率化・合理化を実施する。

イ 外部委託の推進等業務運営の見直し

- ・ 平成15年度より、社会保険事務所単位で行っている納入告知書の作成・発送業務を事務局単位で集約化の上、業務を委託する。
- ・ 平成15年度より、社会保険事務所の電話による年金相談の体制について都道府県等の広域単位に集約化するなど、相談業務の効率的な実施を図る。
- ・ 平成15年度より、事業所調査について、短時間労働者が多いと見込まれ

る事業所等への重点化等を行う。

- ② 事業主の利便性の向上と行政事務の効率化を図る観点から、当面以下のとおり社会保険と労働保険の徴収事務の一元化を図る。

ア 平成15年10月より、インターネットにより事業主が保険料徴収関係の届出を含め両保険の各種届出を一括して行うことができるようにする。これにより、入力事務に係る要員の合理化を図る。

イ 保険料徴収事務を一元的に処理するため、平成15年10月を目途に全国の社会保険事務所に社会保険・労働保険徴収事務センター(仮称)を設置する。徴収事務センターでは両保険に関する以下の業務を実施する。

- ・ 保険料算定の基礎となる賃金や保険料額の届出の受付
- ・ 賃金・保険料額に関する事業所調査の実施
- ・ 滞納整理の実施
- ・ 事業所説明会の開催

平成16年度中に職員を社会保険・労働保険の双方の制度や事務処理方法等に習熟させて双方の事務処理を的確に執行できるようにし、17年度から要員の合理化を図る。

社会保険・労働保険の各制度の趣旨や徴収事務センターにおける事務処理状況を踏まえ、平成17年度までに更に効率化できる事務処理方法や一元化可能な事務について検討し、可能なものから逐次実現を図る。法律改正が必要な事項についても速やかに検討を進め、平成17年度までに結論を得て、社会保険又は労働保険の制度改正に合わせて、可能なものから所要の措置を実施する。

- ③ 職業安定業務については、民営職業紹介事業への規制の緩和を推進し、一層のアウトソーシングを図る。また、地方公共団体の施策として必要な職業紹介事業については、国と地方の二重行政となることのないよう配慮しながら、可能とする。これらの規制緩和による求職者、求人者の動向を踏まえ、業務の合理化を検討する。

- ④ 労働基準監督署及び公共職業安定所については、業務量を勘案するほか、労働者派遣事業の見直し、職業紹介事業に係る規制緩和等も踏まえ、組織の在り方について必要な見直しを図ることとし、平成15年度に5労働局管内で5箇所の統廃合を実施する。平成16年度以降についても引き続き毎年4～5労働局管内を目処に統廃合を検討する。

〔農林水産省〕

- ① 食糧庁組織の廃止に伴う組織、定員の見直しを以下の通り行う。
 - ア 食糧庁を廃止し、現食糧庁業務は総合食料局食糧部で実施（食糧庁2部8課→1部3課）する。
 - イ 食糧事務所と統計情報事務所については、次期通常国会で所要の法的措置を講じ、平成18年度に統合する。
 - ウ 食糧事務所は、将来の統合を前提に平成15年度に廃止し、「地方農政事務所」（仮称）を設置する。食糧事務所の支所は全廃する。
 - エ 現行の食糧事務所業務のうち、主要食糧業務に係る定員は、平成14年度末の5,900人を向こう10年以内に1/3程度にまで縮減することを目指す。
 - オ 現行の食糧事務所全体の定員に相当する部分について、平成14年度末定員の8,843人を向こう10年以内に約3,000人削減することを目指す。
 - カ 食糧事務所業務のうち、リスク管理業務等に係る定員については、上記削減のほか、今後の情勢の変化を踏まえ、合理化等見直しを行う。
- ② 統計情報事務所については、平成15年度において、52出張所の統合を行うとともに、これに伴う32人の定員削減を平成16年度及び17年度において行う。

なお、Ⅰ－〔各府省共通〕②及びⅢ－1（2）における各府省共通的な統計部門の合理化方針に沿って、統計情報業務に係る定員の合理化を図る。
- ③ 国有林野事業については、国有林野事業の改革のための特別措置法（平成10年法律第134号）に基づき、集中改革期間の最終年度である平成15年度においても引き続き職員数の適正化を緊急に推進することとし、国有林野部門の定員257人を削減する。また、特別措置法に基づき暫定組織の廃止等、組織の再編についても着実に実施する。

集中改革期間終了後の平成16年度以降については、できるだけ早い時期に、その職員数を今後の業務に応じた必要かつ最小限のものとするとともに、財政の健全性に努め、適切かつ効率的な管理経営を推進することとする。

なお、平成16年度に向けて現行改革フレームによる集中改革期間中の抜本的改革への取組成果の検証を行うこととする。

〔経済産業省〕

- ① 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の設立に向け、石油公団監理業務等の合理化等を推進することにより、平成15年度に定員を2人削減する。
- ② 経済産業局における産業保安業務について、業務の効率的な実施を図っていくこととし、平成15年度中に、産業保安業務が異なる担当部にまたがって実施され

ている経済産業局について、部の所掌事務変更を行い、担当部の一元化を図る。
また、鉱山保安監督部における鉱山保安業務についても、鉱山保安監督部の業務の実施体制を含め、その効率的な実施の在り方について検討を開始する。

- ③ 特許審査の周辺業務について、その効率化を図るとともに、特許審査における特許性の判断のために審査請求された特許出願について行う先行技術調査のアウトソーシングに引き続き取り組む。さらに、出願人による審査請求の精査を促し、特許性の低い出願の審査請求によって特許審査業務が増大することのないよう、出願人が行う先行技術調査の徹底についても、平成14年9月に導入された先行技術文献の開示義務制度の効果を検証しつつ、15年度以降、更に必要な取組を検討する。
- ④ 平成12年度に国の専売が廃止され、新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）が特例業務として実施しているアルコールの製造・販売業務について、18年4月を目途にNEDOのアルコール製造部門を暫定的な特殊会社とし、2年以内に民間への株式売却を開始し、できるだけ早期に完全売却を図る。このため、平成15年度以降、引き続き、民営化に向けた取組を進めることとし、組織体制や人員の合理化、業務運営の効率化を推進する。

〔国土交通省〕

- ① 航空保安業務については、業務の拠点官署への統合化や保守業務の民間委託により業務の効率化及び定員配置の合理化を進めることとし、当面、以下のとおり減量・効率化を進める。

ア 管制業務

平成20年度以降の新管制卓の導入により、管制業務の効率化を図り、航空交通管制部において約80人の定員の削減を行う。

また、衛星を用いた次世代航空保安システムの整備及び24時間運用官署における新勤務体制の導入により、要員配置の合理化を進める。

イ 運用業務

平成16年度までに飛行援助センターの整備を進め、管制通信業務及び管制情報業務を統合して行う管制運航情報官を設置することにより約40人の定員を削減することとし、平成15年度においては21人の定員の削減を行う。

ウ 管制技術業務

航空交通管制のメンテナンス業務については、引き続き委託対象施設の拡大による施設の点検・保守作業の民間委託を進め、平成30年度までに概ね800人の定員の削減を図ることとし、平成15年度は21人の定員の削減を行

う。

- ② 気象庁の測候所については、リモートセンシング等自動観測技術の今後の進展状況等を踏まえつつ、地方における気象業務実施体制の再構築を図る観点から、整理が可能となったものから順次地方気象台等に統合し、要員配置の合理化を進める。

その他の気象業務についても、今後の機械化・自動化の進捗状況を踏まえつつ、引き続き組織等の減量・効率化を進める。

- ③ 海上保安庁航路標識事務所については、沿岸域情報提供システムの整備等海上保安業務の執行体制の強化及び航行援助機能業務の強化を図る観点から、平成17年度までに、原則として全ての事務所を海上保安部に統合し、要員配置の合理化を進めることとし、平成15年度は14事務所を海上保安部に統合する。

- ④ 海事事務所については、平成14年7月の地方運輸局の再編を踏まえつつ、平成16年度までに7箇所程度の小規模事務所の統廃合を進めることとし、平成15年度は3事務所の統廃合を行う。

- ⑤ 官庁営繕については、業務内容を精査の上、可能なものについて包括的民間委託の手法を含め民間委託を推進することとする。

平成16年度以降については、官庁営繕を取り巻く環境変化に対応するため、14年度中に作成する官庁営繕のマネジメント改革のための行動計画・工程表を踏まえて、官庁営繕部等の組織等の効率化を図る。

平成15年度については、筑波研究学園都市所在の試験研究機関の独法化に伴う業務の見直しにより6人の定員の削減を行う。

- ⑥ 北海道開発業務については、民間委託の推進等により、平成15年度に22人の定員の削減を行う。平成16年度以降も車両管理業務等の民間委託を一層推進し、組織等の減量・効率化を図る。

〔環境省〕

国民公園管理事務所に係る管理業務については、可能な限り民間委託することにより業務の効率化・合理化を推進する。技能・労務職員の採用は今後行わないものとする。

〔各府省共通〕

- ① 公共事業については、事業の性格等を考慮しながら、設計・施工の一括発注方式の導入を引き続き進めるほか、各種調査業務、設計業務を始めとして、民間委託を積極的に進め、事務及び事業の減量・効率化を図る。
- ② 統計事務（集計、データベースの作成・提供、実査等）については、包括的民

間委託を含め、民間委託を一層推進する。また、常勤職員が直接調査対象を訪問して実施する調査については、調査目的等に応じて、調査員調査への移行等、調査方法を見直す。

このため、各府省は平成15年中に「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」（平成11年4月27日閣議決定。以下「減量効率化計画」という。）に基づき定めた「民間委託に関する今後の推進方針」の見直しを行い、民間委託を進めるものとする。総務省は、各府省の民間委託の推進方針及び推進状況と取りまとめて公表するとともに、その後の各府省における民間委託の進捗状況を毎年とりまとめて、その結果を公表する。

また、秘密の保護の観点等から民間委託になじまない製表等の事務については、その効率性等を踏まえつつ、平成15年4月1日に設立する独立行政法人統計センターへの委託を推進する。

- ③ 公務員宿舍の管理業務については、民間委託の推進等により、当該業務に専ら携わっている職員の削減を進める。

平成15年度においては、税関独身寮の管理事務に関し、管理人である宿舍専任管理官について、民間への業務委託、寮施設の改善等を行うことにより、財務省の定員12人を削減し、当該職を廃止する。

II 独立行政法人等への移行

国の行政組織の事務・事業の独立行政法人等への移行に関し、「減量効率化計画」のほか、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）等に係る事項については、以下のとおりとする。なお、その他の事務・事業についても、国が直接実施する必要があるかどうか常に見直すこととし、独立行政法人制度の趣旨、目的に沿う事務・事業については独立行政法人に移行するなど、国の行政組織等の減量・効率化に積極的に努める。この場合、既存の独立行政法人を活用するなど組織の肥大化を来たさないよう対処するものとする。

- 1 郵政事業庁は、平成15年4月1日に国営の新たな公社である日本郵政公社に移行する。これに伴い、総務省の定員28万6,402人を削減する。

総務省に郵政事業に関する事務を所掌するため置かれている郵政企画管理局は、郵政事業に関する制度の企画立案、日本郵政公社の業務及び組織の適正な運営の確

保並びに信書便事業の監督に関する事務等を所掌する郵政行政局（仮称）として平成15年度に改組する。これに伴い、総務省の定員71人を削減する。

- 2 以下については、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）、個別法に基づき、独立行政法人に移行する。

〔総務省〕

統計センター（統計研修所を除く。）については、平成15年4月1日に独立行政法人に移行する。これに伴い総務省の定員956人を削減する。

〔財務省〕

造幣局及び印刷局については、平成15年4月1日に、各々、独立行政法人造幣局及び独立行政法人国立印刷局に移行する。これに伴い、財務省の定員7,092人を削減する。

〔文部科学省〕

宇宙科学研究所については、平成15年10月1日に独立行政法人航空宇宙技術研究所及び宇宙開発事業団と統合し、独立行政法人宇宙航空研究開発機構に移行する。これに伴い文部科学省の定員288人を削減する。

〔厚生労働省〕

- ① 国立病院・療養所については、平成16年4月1日に独立行政法人国立病院機構に移行する。

昭和61年の当初再編成計画の未実施施設及び平成11年3月の再編成計画見直しによる追加対象施設については、移譲、統合又は廃止を速やかに実施するとともに、独立行政法人が引き継いだ再編成についても着実に実施する。

個別施設の在り方については、遅くとも独立行政法人設立後の最初の中期計画期間終了時に速やかに検討を行い、結論を得、その結果に基づき、中期計画に盛り込むなど所要の措置を講ずる。

独立行政法人への運営費交付金の交付基準など財源措置の在り方、並びに業務の効率化方策については、「国立病院・療養所の独立行政法人における財政運営と効率化方策に関する懇談会」が取りまとめる予定の報告を踏まえ、平成16年度概算要求に向け、基本的な方向を整理する。

- ② 厚生労働省(国立医薬品食品衛生研究所医薬品医療機器審査センター)が行っている医薬品等に関する審査業務については、特殊法人等整理合理化計画に基づき、平成16年4月に国立医薬品食品衛生研究所医薬品医療機器審査センターと医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構等が統合して設立される独立行政法人医薬品

医療機器総合機構において実施する。これに伴い厚生労働省の定員を削減する。

③ 労働研修所については、平成15年10月1日に独立行政法人労働政策研究・研修機構に移行する。これに伴い厚生労働省の定員を19人削減する。

④ 厚生労働省（公共職業安定所）が行っている高齢期雇用就業支援コーナー業務については、平成15年10月1日に設立される独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構において実施する。これに伴い業務の見直しを行い、厚生労働省の定員を7人削減する。

〔経済産業省〕

原子力安全・保安院が行っている原子力安全関係業務の一部については、平成15年10月に設立される独立行政法人原子力安全基盤機構において実施する。これに伴い、経済産業省の定員27人を削減する。

3 以下については、減量効率化計画、特殊法人整理合理化計画等に基づき、独立行政法人等に移行する。

〔文部科学省〕

① 国立大学については、平成16年4月に「国立大学法人」化することとし、そのための法案を次期通常国会に提出する。これを踏まえ、平成15年度中に本省の体制の見直しを検討する。

② 文部科学省が行っている学生支援業務（留学生支援業務を含む。）の一部については、特殊法人等整理合理化計画に基づいて、平成16年4月に日本育英会を廃止した上でこれと統合し、新たに設立される学生支援業務を総合的に実施する独立行政法人において実施する。これに伴い、文部科学省の定員を削減する。

4 以下については、独立行政法人への移行について検討する。

〔総務省〕

無線等検査については、認定点検事業者制度により、引き続き民間能力の活用を推進することとし、その効果を踏まえ引き続き検討を進める。

〔農林水産省〕

動物医薬品検査所については、検査検定業務の減量・効率化を図り、その進捗状況を踏まえつつ、引き続き検討を進める。

〔国土交通省〕

船舶検査、航空機検査については、今後とも事業場認定制度の活用等による民間能力の一層の活用を推進することとし、その効果を踏まえ、引き続き検討を進

める。

Ⅲ IT化に対応した業務改革

行政の情報化の推進に当たっては、従来の事務をそのまま電子化するのではなく、ITを最大限活用できるよう手続の必要性、事務そのものを見直すこと及びオンライン利用促進の徹底による事務の効率化・合理化を図ることが必要であり、申請・届出等手続のオンライン化や内部事務処理の電子化等による効率化・合理化を以下により推進する。

また、今後、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議を活用し、国民の利便性・サービスの向上やIT化に対応した業務改革の推進に重点的に取り組むこととする。

1 オンライン化

(1) 申請・届出等手続のオンライン化

オンライン化を契機として、事務そのもの見直しや添付書類の削減等手続の簡素化などにより、事務処理の合理化を図る。

また、企業対象手続、申請件数の多い手続のオンライン利用促進の徹底やオンライン化による行政経費の低減とそれに応じた適正な手数料単価の設定などにより、オンライン申請の利用率の向上を図るとともに、その定着状況を踏まえて、受付事務の一元化、一連の事務処理の電子化等による合理化を推進する。

(2) 統計調査のオンライン化

原則として、指定統計調査のうち、企業や事業所を対象とし、同一調査対象を継続して調査するものについては、計画的に調査実施のオンライン化を推進する。

承認統計調査、届出統計調査についても指定統計調査に準じた措置をとるものとする。

オンライン化した調査については、オンライン報告等の促進を図るとともに、その定着状況を踏まえて業務の合理化を推進する。

2 内部事務処理（バックオフィス）の電子化

人事・給与等各府省共通業務における事務、各種手続の必要性等を見直し、必要な制度改正、最適な標準システムの開発による業務の効率化・合理化を推進する。

3 個別業務の電子化

上記の事項に加え、特に大量・定型的業務を処理する全国的な大規模システム等について、事務処理の電子化の拡充、業務やシステムの集約・統合等進展するIT技術に対応した見直しを行い、一層の効率化・合理化を推進する。

〔防衛庁〕

平成15年度に導入される防衛調達業務の電子化（CALS/E C）及び16年度から導入される防衛施設建設の公共事業支援統合システム（CALS/E C）については、その利用促進の徹底を図って事務全体の効率化を進めるとともに、今後のシステム全体の稼動状況、利用状況を踏まえて業務の合理化を推進する。

〔総務省〕

恩給支給事務における住民基本台帳ネットワークシステムの利用による受給権調査事務量の推移を平成15年度に検証し、検証結果に基づき受給権調査に係る事務体制について、所要の合理化を図る。

〔法務省〕

① 登記業務については、登記事務のコンピュータ化の進展により事務効率が向上していること、平成16年度以降オンライン申請が開始し、その普及が見込まれること等を踏まえ、情報通信技術の一層の高度化が見込まれる中で、業務運営全体を抜本的に見直し、各登記官署間における業務量の格差の是正に取り組むとともに、組織・定員の見直しを行う。

このため、平成15年中のできる限り早期に、i)各登記官署への要員の配置基準並びに、ii)組織及び定員の規模について中期的な減量・効率化のための計画を策定する。

なお、オンライン申請の推進を図っていく中で、利用状況については毎年度これを検証し、その結果を踏まえて逐次上記計画の見直しを行うものとする。

② 地方入国管理局の海型出張所について、乗員上陸許可システムの普及により、乗員の氏名等の電算入力作業が省略可能となることから、オンラインによる申請件数の動向等を踏まえつつ、配置人員の見直しを行う。

〔外務省〕

「新電信システム」の導入（平成16年3月開始、17年度末配備完了予定）による電信業務の効率化効果を検証し、平成16年度以降、在外公館に配置されている通信担当官の定員配置の適正化を通じ、合理化を図る。

〔財務省〕

- ① 平成7年1月に導入を開始したKSK（国税総合管理）システムについて、昨年11月の全国拡大を踏まえ、15年度に定員60人を削減する。平成16年度以降も、税務行政にITの特性を最大限活用すべく、IT活用による事務の高度化・効率化や事務運営の改善等に積極的に取り組み、KSKシステムのより一層の定着に努めるとともに、電子申告・電子納税等システムの積極的活用を図る。
- ② NACCS（通関情報処理システム）については、インターネットを通じての利用を可能（平成15年3月）とすることにより、利用者の利便性の向上を図るとともに、新たな企業の参加を広く促すこと等により、利用の拡大を図り、システム効率を向上させる。これらの取組を通じて通関業務の一層の効率化を図る。

〔厚生労働省〕

- ① 社会保険庁の業務の電子化による事務の効率化・合理化を以下により推進する。
 - ア 適用関係業務については、平成15年度より申請・届出等手続の電子化を実施するとともに、紙で提出された主な適用関係届もパンチ委託により磁気媒体化する。給付関係業務については、平成17年度を目途にインターネットで受け付けた申請書等を社会保険オンラインシステムに直接記録することを可能とする。これにより入力業務に係る要員の合理化を図る。
 - イ 平成17年度より柔整療養費支給事務のうち書類審査及び資格点検事務を機械化し、事務の効率化を図る。また、各種報告等の内部事務をLANシステムによりオンラインで行うことを可能にするなど、情報処理技術を活用し、より効率的な業務処理システムの在り方を検討する。
- ② 公共職業安定所への求人自己検索パソコンの設置、インターネットによる求人情報検索サービスの充実等電子化を推進することにより、職業安定業務の効率化を図る。

〔国土交通省〕

公共事業支援統合情報システム（CALS/EC）の導入を踏まえ、公共事業の受注者の当該システムの利用促進の徹底を図り、公共事業全体の効率化を進めるとともに、今後のシステム全体の稼働状況、利用状況を踏まえて、業務の合理化を推進する。